

【注意！！】「水銀を含むごみ」の出し方について

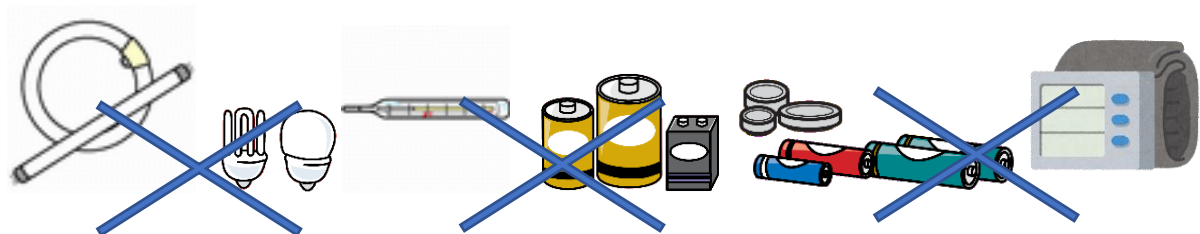
水銀を含むごみが可燃ごみに混入し、排ガス中の水銀濃度が基準を超えた場合、ごみ焼却施設の運転を停止しなければなりません。基準超過により焼却運転を停止した場合、運転再開までに時間を要することになり、この間、ごみの受入れができなくなるという事態が想定されます。

安定した施設運営のために、正しいごみの分別にご協力をお願いします。

■水銀を含むごみの出し方

水銀は主に蛍光灯や体温計・血圧計（銀色の液体が入っているもの）やボタン電池などに含まれています。ごみとして出す場合は次のとおりお願いします。

製品の例	出し方
蛍光灯	粗大ごみ収集日に専用の容器に出してください。
水銀体温計 水銀温度計 水銀血圧計	木之本地域、余呉地域、西浅井地域の方は、 伊香クリーンプラザへお持込みください。 その他の地域の方は、クリーンプラントへお持込みください。
電池類（乾電池・小型充電式電池・ボタン型電池）	資源ごみ収集日に専用の容器に出してください。



また、事業活動に伴い水銀をはじめとする有害廃棄物を排出する場合は、法律に基づき廃棄物の処理を許可された業者を通じた適正な処理をお願いします。

《参考情報》

東京二十三区清掃一部事務組合

「清掃工場は困っています！家庭から出る水銀混入ごみ編」

<https://www.youtube.com/watch?v=aRCuz6kbcI>（外部サイトヘリンク）